

会計年度任用職員（事務補助）募集要項

1. 応募について

高砂市では、隨時、事務補助として任用する会計年度任用職員を募集しています。

応募される方は、「会計年度任用職員任用申込書」を市役所の人事課（本庁舎4階）へ提出してください。提出いただいた際、人事課の職員が5分程度の面接を行います。

「会計年度任用職員任用申込書」は、市ホームページでダウンロードできます。人事課でも配布を行っています。

※郵送での受付は行っておりません。

2. 勤務条件

- (1) 勤務場所 … 市役所本庁舎、その他の市内各施設
- (2) 任用期間 … 仕事内容により異なります。※最長で年度末までですが、選考等を行った上で、翌年度も任用する場合があります。
- (3) 勤務時間 … 仕事内容により異なります。代表的な例は下記のとおりです。
 - ①月曜から金曜のうち3日間勤務 9：00～16：00（うち1時間昼休み）
(社会保険加入なし)
 - ②月曜から金曜の5日間勤務 8：30～17：15（うち1時間昼休み）
(社会保険加入あり)
- (4) 休 日 … 祝日及び年末年始（12/29～1/3）
- (5) 休 暇 … 勤務条件や任用期間に応じて年次休暇が付与されます。
規則の定めるところにより特別休暇（忌引休暇など）があります。
- (6) 社会保険 … 法令等の定めるところにより、健康保険、厚生年金及び雇用保険が適用されます。

3. 給与等

- (1) 時間給 … 1,045円
日給の場合（7時間45分勤務）… 8,105円

※以前に高砂市の会計年度任用職員としての任用実績がある場合は、その在職期間を考慮して給与等の額を決定します。

- (2) 通勤手当 … 通勤手当相当額が旅費として支給されます。
- (3) 時間外手当 … 時間外勤務の実績に応じて支給されます。
- (4) 期末手当 … 勤務条件や任用期間によって、6月及び12月に期末手当が支給されることがあります。

4. 選考・採用

「会計年度任用職員任用申込書」を提出していただき、面接等により選考を行った上で採用候補者名簿へ登録します。会計年度任用職員の採用が必要となった際に、採用候補者名簿登録者から仕事内容・勤務条件等を勘案し、採用者の決定を行います。

採用候補者名簿へ登録された場合でも、必ず採用ということにはなりませんので、ご了承下さい。

5. 注意事項

○他で就職が決まった場合や、遠方に転居となって勤務できなくなった場合は、下記まで登録抹消のご連絡をお願いします。

○市役所本庁舎や各施設には自家用車の駐車スペースがありませんので、通勤には徒歩や自転車等、もしくは公共交通機関をご利用下さい。自家用車でしか通勤できない場合は近隣の月極駐車場を借りる等していただき、ご自身で駐車スペースを確保して下さい。

ご連絡先　高砂市役所人事課

TEL：079-443-9005